

# 令和7年度 介護福祉士実務者研修 受講資金 貸付制度 (最大 20 万円) のご案内

**三重県内で介護福祉士として 2 年間継続従事すると返還免除！**

## 事業の目的

この事業は、介護福祉士の資格を取得し、三重県内においてその業務に従事しようとする方に「実務者研修受講資金」を貸付し、三重県の福祉人材の確保と福祉の増進を図ることを目的とするものです。

**募集期間** 令和7年8月1日(金) ~ 令和7年9月30日(火) (必着)

**募集人員** 100名程度

## 貸付の対象者

次の要件を全て満たす方

- (1) 三重県内に住民登録をしている方又は三重県内の介護事業所にて介護等の業務に従事している方
- (2) 令和7年1月1日~令和7年12月31日の間に、三重県内の介護福祉士実務者研修施設で受講または受講を予定している方で、令和8年1月実施の介護福祉士国家試験(令和7年度)を受験される方
- (3) 卒業後介護福祉士として登録し、継続して2年以上三重県内の施設で介護業務等に従事する意思を有する方
- (4) 他県等が実施する同種の資金を借り受けていない方 ※教育訓練給付制度との併用は可能

## 貸付額と利子

- (1) 貸付金額 実務者研修受講資金として20万円以内 ※一人1回限り  
実務者研修受講料等研修施設へ支払う納付金、交通費、国家試験受験手数料、宿泊費、参考図書など必要な経費 ※領収書類は提出不要ですが、返還が免除となるまで保管ください。
- (2) 貸付利子 無利子 ※返還期限を過ぎると年3%の延滞利子が加算されます。

## 返還の免除

次の要件を満たした場合、返還免除となります。要件を満たさない場合は全額返還となります。

- (1) 介護福祉士国家試験に合格した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い
- (2) 三重県内において介護福祉士の業務に引き続き2年以上(雇用形態や1日の勤務時間は問いませんが1年に180日以上) 従事したときは、貸付金の返還が免除されます。

※国家試験に合格できなかった場合、本人の申請に基づき翌年度の国家試験を受験する意思があると認められた場合は返還を1年間猶予します。翌年度、2回目の国家試験に不合格の場合は返還していただくことになります。

## 申請に必要な書類等

- ① 介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請書（第1号様式-②）
- ② 推薦書（第4号様式-②）
- ③ 誓約書（第5号様式）
- ④ 個人情報の取扱いに関する同意書（第7号様式）
- ⑤ 世帯全員の住民票（マイナンバーと住民票コード以外の全てが記載されたもの）
- ⑥ 実務者研修施設での受講を証明する書類
- ⑦ 介護福祉士国家試験受験手数料の払込領収書のコピー
- ⑧ 運転免許証または公的機関が発行する顔写真付の身分証明書のコピー

## 連帯保証人

独立の生計を営む成年者1名の連帯保証人が必要です。返還債務を負担することができる資力があり、原則として三重県内に住所を有する方とします。

なお、年齢が75歳以上の方、県・市町民税が所得割非課税の方、本資金の借受者または申請者は連帯保証人として認められません。また、複数の連帯保証人となることも認められません。

## 貸付の決定

申請書類を審査し、貸付の採否については申請者あてに通知します。

貸付が決定した方には、借用書、印鑑登録証明書等を提出していただきます。

※貸付には審査があります。審査結果によっては、貸付けできない場合があります。

## 貸付金の交付

貸付決定後に求めた書類が三重県社会福祉協議会に提出された後、指定口座に振り込みます。

## 申請先・問い合わせ先

社会福祉法人三重県社会福祉協議会

〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131（社会福祉会館2F）

三重県生活福祉資金センター 実務者研修貸付係

Tel 059-226-1118（直通）

9:00～17:00 土日・祝日・年末年始を除く

※ 申請書、添付書類、その他指定様式は、三重県社会福祉協議会生活資金センターのホームページからダウンロードできます。

三重県社協 実務者研修

← 検索

